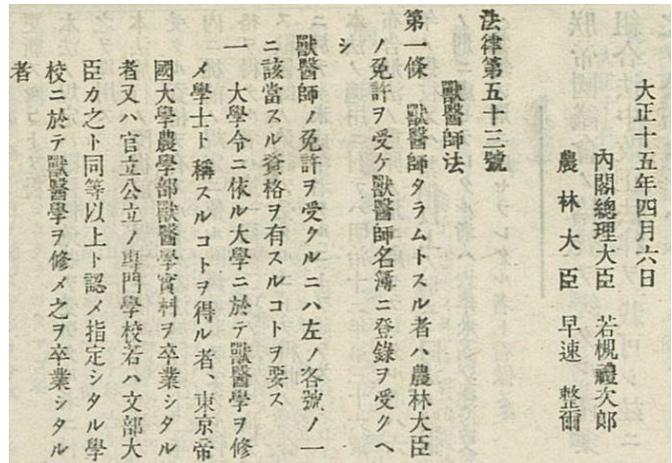


獣医教育の再興

大正15(1926)年に制定された「獣医師法」により、従来、農業学校卒業生には無試験で与えられていた獣医師免許が、専門学校以上の卒業生でなければ交付されないこととなった。(ただし経過措置として施行後12年以内は旧規則による免許資格が認められた。)これにより、昭和11(1936)年、小郡農業学校開校以来の歴史を持つ、県下唯一の獣医師養成機関であった獣医畜産科の獣医部門が廃止された。

獣医師法は獣医学教育の程度を高めることを法に明示し、獣医師免許資格の質を向上させたが、一方で獣医師の著しい不足を招いた。

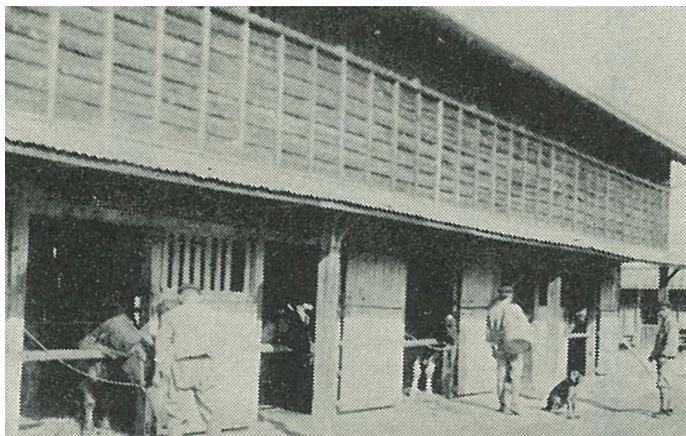


獣医師法(大正15年公布)

第二部獣医科の設置

昭和12年以降、獣医師は海外へ多数動員された。食糧増産の技術者とともに、獣医畜産の技術者養成もまた、緊急の課題であった。特に獣医師の養成、確保は国防上、その必要性が強く認められた。

昭和14年4月、獣医師試験規則が制定され、農業学校に第二部獣医科の設置が認められた。これにより山口県立小郡農業学校は修業年限2か年、定員40名の「第二部獣医科」を新設し、獣医師試験の受験資格を得られるようにした。



家畜舎(『山口農業高等学校100年史』より)

昭和15年には、深刻化する獣医師不足に対する緊急措置として「獣医手制度」が設けられた。獣医手は、農学校第二部で獣医学を修めたものにも資格が与えられた点や、10年間という期限付きであった点などで獣医師とは異なっていた。小郡農業学校の第二部獣医科でも多くの獣医手が育成された。また、この同年、獣医科も復活し、翌年には畜産科と統合して再び獣医畜産科となった。